

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象=遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時=2/9(日)8:00~12:00
- 場所=日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他=平日に事前の電話受付をいたします(8:30~17:00)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。
- ☎日南公証役場☎23-5430

②行政相談

- 相談対象=行政に対する意見や要望、相談など
- 日時=2/17(月)9:00~12:00
- 場所=市役所3階大会議室
- ☎市民協働課生活環境係☎72-1356

③法律相談

- 相談対象=ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時=2/21(金)13:30~終了次第(要予約)
- 場所=市総合保健福祉センター
- ☎申間市社会福祉協議会☎72-6943

④人権相談

- 相談対象=セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所
- ①2/10(月)10:00~15:00 市役所1階A会議室
- ②3/10(月)10:00~15:00 市役所地下D会議室
- ☎総務課総務係☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象=老齢、障害、遺族など

の年金請求

- 日時・場所
 - ①2/6(木)10:00~15:00 市役所1階A会議室
 - ②3/6(木)10:00~15:00 市役所1階A会議室
 - その他=事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。
 - ※予約受付時間=平日8:30~17:15
 - ☎市民協働課市民係☎72-1117/都城年金事務所☎0986-23-2571
- ### ⑥消費者生活巡回相談
- 相談対象=消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
 - 日時=2/18(火)10:00~15:00
 - 場所=市民協働課市民相談室
 - その他=事前(前週金曜日の16:00まで)に電話予約が必要です。
 - ☎日南申間消費者生活センター☎23-4390

警察署だより

☎申間警察署☎72-0110 警察安全相談#9110

その書き込み、1人で悩んでいませんか

誹謗中傷

誹謗中傷とは、悪口や根拠のない嘘などを言って他人を傷つけたりする行為です。インターネット上で誹謗中傷の書き込みをすれば、内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪などの刑事責任を問われる場合があります。



相談事例 1

SNSや掲示板サイトに、自分の名前、住所、写真などの個人情報が掲載された上、誹謗中傷の書き込みをされる被害に遭ってしまった。

相談事例 2

掲示板サイトや出会い系サイトにみだらな内容の投稿とともに、名前や電話番号、メールアドレスを掲載され、知らない人からいたずら電話やメールなどが来るようになってしまった。

このような被害に遭ってしまった場合の相談先は??

▼ネットトラブルの専門家に相談したい

違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)



▼プロバイダに削除などの対応を促してほしい(※法律相談は承ることができません)

誹謗中傷ホットライン
(セーファーインターネット協会)



▼人権問題の専門機関に相談したい・プロバイダなどに削除を促してほしい

人権相談(法務省)



▼法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口について知りたい

法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374



▼身の危険を感じている/脅迫されている/犯人の捜査、処罰を求めたい

最寄りの警察署または警察相談専用電話
☎#9110(全国共通)

▼「死にたい」「消えたい」などの悩みや不安について話したい・聞いてほしい

まもろうよこころ(厚生労働省)



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

~現在実施している障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します~

身体障害者タクシー 利用料金等助成

- 身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。
- 内容=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
- 交付枚数=1人につき年度あたり24枚を交付
- ※上半期(4月~9月分)を期間内に12枚、下半期(10月~翌年3月分)を期間内に12枚交付
- 対象者=身体障害者手帳1、2級所持者1級…視覚、肢体、体幹、内部障害のもの
- 2級…下肢、体幹機能障害のもの
- ※詳細についてはお問い合わせください。

申間温泉いこいの里利用助成

- 障害者手帳所持者に対し、申間温泉いこいの里を利用する際に使用できる利用者カードを交付します。
- 対象者=身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 助成額=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年24回を限度

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。
- 対象経費=補聴器の購入、修理費
- 助成額=原則として基準額の3分の2
- ※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

- 障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。
- 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など
- 補装具、日常生活用具、自立支援医療(新)高額障害福祉サービス等給付費など
- ※詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

- 身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。
- 支給要件=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。
- 手当額
- 1級(重度)月額5万5,350円
- 2級(中等度)月額3万6,860円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別障害者手当

- 在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。
- 支給対象者=20歳以上であって、

著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

- 手当額=月額2万8,840円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

- 支給要件=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。
- 手当額=月額1万5,690円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



☎福祉事務所自立支援係☎72-1123(内線502、503、504)